

# 千葉市では、新婚・子育て世帯の市内転入を応援します！

## ①結婚新生活支援事業

結婚を機に千葉市内の  
高経年住宅団地へ転入される  
若い世帯を応援します！

新婚世帯に対し、婚姻に伴う  
住居費及び引越し費用の一部を  
助成します。



## ②三世代同居・近居支援事業

市内に居住する親世帯と  
これから同居・近居を行う  
子育て世帯を応援します！

三世代家族の同居などに  
必要な費用の一部を助成します。



### 主な要件

- ① 婚姻時に夫婦双方の年齢が 39 歳以下
- ② 令和 2 年分の夫婦の合計所得が 400 万円未満
- ③ 令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日まで  
の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ④ 夫婦の双方又はいずれかが、婚姻を機に千葉市外か  
ら千葉市内の高経年住宅団地<sup>\*1</sup> へ転入し、補助金の  
申請から 2 年以上居住する意思のある方

\*1:居住誘導区域内で建設から概ね 40 年が経過した 24  
団地（詳細は千葉市結婚新生活支援事業 HP をご確  
認ください。）

※このほかにも要件がありますので、必ず事前に住宅政  
策課までお問い合わせ下さい。

### 助成内容

令和 3 年 1 月 1 日～令和 4 年 2 月 28 日までに支払っ  
た、住居費と引越し費用の合計額で、

1 世帯あたり 30 万円を上限とします。

○住居費：住宅の購入費用、賃料、敷金、礼金、  
共益費、仲介手数料

○引越し費用：引越業者又は運送業者へ支払った費用

### 申請期間

令和 3 年 6 月 1 日（火）

～令和 4 年 2 月 28 日（月）

※ただし、予算額（予定件数 24 件）に達した時点で  
申請の受付を終了します。

※三世代同居・近居支援事業との重複申請はできません。

### 主な要件

- ①離れて暮らしている「親と子と孫」を基本とする  
三世代の家族が、これから市内で同居または近居  
(直線で 1km 以内) する  
※すでに同居または近隣に居住している場合は、対象となりません
- ②親が 65 歳以上で 1 年以上千葉市に居住している方
- ③孫は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を迎  
えていない など  
※このほかにも要件がありますので、必ず事前に高齢福  
祉課までお問い合わせ下さい。

### 助成内容

ア.持家の場合：住宅の新築・改築・増築・購入に要する費用  
イ.借家の場合：賃貸借契約に要する費用（礼金、仲介手数料）  
ウ.上記共通：転居に係る引越し費用  
「アまたはイ」とウの合計額の 2 分の 1 と助成限度額  
50 万円を比較して低い額を助成します。

※ただし、アについて市内業者と契約して施工等を行った場合は、助成  
限度額が 100 万円となります。

ア・イの助成を受けた方で、市外から子世帯が転入した場合は  
2・3 年目の助成として、固定資産税・都市計画税または  
年間の家賃相当額を 15 万円を上限に助成します。

### 申込期限

住宅の新築・改築・増築に要する費用 ⇒ 建築工事の着手前まで  
住宅の購入・賃貸借契約に要する費用 ⇒ 契約締結の前まで  
転居に要する引っ越し費用 ⇒ 転居の前まで

助成を受けるには、申込期限までに申出書の提出が必  
要です。高齢福祉課まで必ず事前にお問い合わせください。

### <申請先・問い合わせ先>

都市局建築部 住宅政策課  
電話 043-245-5849  
メール jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

### <申請先・問い合わせ先>

保健福祉局高齢障害部 高齢福祉課  
電話 043-245-5166  
メール korei.HWS@city.chiba.lg.jp

千葉市結婚新生活

検索

千葉市三世代同居

検索

～お住まいをお探しの方は「すまいのコンシェルジュ」まで～

電話：043-245-5690